

上場投資信託の信託証書変更のお知らせ

令和2年5月11日

各位

管理会社名 ステート・ストリート・グローバル・
 アドバイザーズ・シンガポール・
 リミテッド
 (管理会社コード 13494)

代表者の ディレクター
役職・氏名 オン・ホイ・ヤオ
 東京都千代田区大手町一丁目

代理人の 1番2号大手門タワー
居所又は住所 西村あさひ法律事務所

代理人の
役職・氏名 弁護士 伊東 啓

連絡先 西村あさひ法律事務所

担当者氏名 弁護士 藤澤 美緒子

電話番号 03-6250-6200

当社が管理会社となっている ABF 汎アジア債券インデックス・ファンド (銘柄コード: 1349) (以下「本信託」といいます。) につきまして、マネージャーとしての当社と、受託者としての HSBC インスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(シンガポール)リミテッドは、第5変更証書(本信託の2005年6月21日付信託証書(その後の変更を含み、以下「本信託証書」といいます。))を修正し書き換えるもの)を締結いたしました。

第5変更証書による変更は、改訂された香港証券先物委員会の「ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドに関する規約」の要件を遵守するための変更を組み込んでこれに平仄を合わせるためのものです。

第5変更証書は、2019年12月27日より発効しております。

別紙 本信託証書の新旧対照表 (和訳)

以 上

本信託証書の新旧対照表（和訳）

第 5 変更証書の改訂後の条文 (2019 年 12 月 27 日より有効)	本信託証書の改訂前の条文
<p>1.1 文脈上別段の解釈が要求されない限り、以下の用語または表現はそれぞれ以下で与えられた意味を有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>「関連当事者」とは、いずれかの会社(以下「関係者」という。)に関して以下に該当するものをいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(c) 関係者の持株会社もしくは子会社(香港法の会社令(第 622 章)第 13 条および第 15 条それぞれの意味による。)またはかかる持株会社の子会社である会社</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>「デリバティブ商品」とは、<u>SFC 規約に従い「金融派生商品」と定義される意味をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>「SFC 規約」とは、香港証券先物委員会が発布するユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンド、投資連動保証スキームおよび非上場仕組み投資商品に関する SFC ハンドブックのユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドに関する規約(その時々において効力を有し、随時変更または補足を経たもの。)をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>「本信託」とは、本信託証書により設定されたユニット・トラスト・スキームであって、随時修正され、その名称は、<u>香港証券先物委員会により承認され(要求される場合)、SFC 規約を遵守している、「ABF 汎アジア債券インデックス・ファンド」</u>(その中国語名は沛富基金である。)または本マネージャー、本受託者および監督委員会が決定するその他の名称とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>1.1 文脈上別段の解釈が要求されない限り、以下の用語または表現はそれぞれ以下で与えられた意味を有するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>「関連当事者」とは、いずれかの会社(以下「関係者」という。)に関して以下に該当するものをいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(c) 関係者の持株会社もしくは子会社(いずれも香港法の会社令(第 32 章)第 2 条の意味による。)またはかかる持株会社の子会社である会社</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>「SFC 規約」とは、香港証券先物委員会が発布するユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンド、投資連動保証スキームおよび非上場仕組み投資商品に関する SFC ハンドブックのユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドに関する <u>SFC 規約</u>(その時々において効力を有し、随時変更または補足を経たもの。)をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>「本信託」とは、本信託証書により設定されたユニット・トラスト・スキームであって、随時修正され、その名称は「<u>ABF 汎アジア債券インデックス・ファンド</u>」(その中国語名は沛富基金である。)または本マネージャー、本受託者および監督委員会が決定するその他の名称とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>

第5変更証書の改訂後の条文 (2019年12月27日より有効)	本信託証書の改訂前の条文
<p>5. 閲覧に供される証書の写し 本信託証書および本信託証書の補足証書の写しは、本マネージャーの登録事務所(または該当する場合、登録上の支店)または本受託者の営業所の住所において、かかる事務所が通常営業を行っている各日の通常営業時間中、<u>無償にて</u>、常時、閲覧に供されるものとし、本受託者または本マネージャーにより、申請があれば、本受益者および本参加者ならびにその他の者に対し、書類の写し1部につき本受託者および本マネージャーが随時合意する合理的な額の手数料により、提供されるものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>5. 閲覧に供される証書の写し 本信託証書および本信託証書の補足証書の写しは、本マネージャーの登録事務所(または該当する場合、登録上の支店)または本受託者の営業所の住所において、かかる事務所が通常営業を行っている各日の通常営業時間中、常時、閲覧に供されるものとし、本受託者または本マネージャーにより、申請があれば、本受益者および本参加者ならびにその他の者に対し、書類の写し1部につき本受託者および本マネージャーが随時合意する合理的な額の手数料により、提供されるものとする。</p> <p>(中略)</p>
<p>14.13 ディーリングの停止に関する集団投資スキーム規約の規定に従い、本マネージャーは、本受託者の承認を得て何時にても、<u>本受益者の最善の利益を考慮した上で</u>、本第14条に基づき本ユニットの償還を請求する本受益者の権利を停止し、および/または以下のいずれかに該当する期間中、かかる償還に関する金銭の支払および償還銘柄の分配を延期することができる。</p> <p>(中略)</p>	<p>14.13 ディーリングの停止に関する集団投資スキーム規約の規定に従い、本マネージャーは、本受託者の承認を得て何時にても、本第14条に基づき本ユニットの償還を請求する本受益者の権利を停止し、および/または以下のいずれかに該当する期間中、かかる償還に関する金銭の支払および償還銘柄の分配を延期することができる。</p> <p>(中略)</p>
<p>15.2 本信託証書の規定に基づき本預託財産の一部を構成すべきすべての現金およびその他の資産は、直ちに本受託者に支払われるかまたは譲渡されるものとし、すべての現金は、かかる現金が本マネージャーの意見において、租税・手数料のために必要であるかまたは分配勘定への振替のために必要とされる場合を除き、本マネージャーにより(本信託証書の規定に常に従うか、本信託証書の規定により許容されるところに従い)、投資目的に従い指数構成銘柄、非指数構成銘柄およびその他の本件投資対象の取得に充当されるものとする。ただし、未投資の現金の全部または一部は、米ドルまたはアジア通貨建てで、現金もしくは短期預金により、または本受託者により承認された1ないし複数の銀行(本受託者または本受託者もしくは本マネージャーのいずれかの関連当事者(預金受入を認められた銀行)を含む。)が発行した預金証書またはその他の銀行証券により、<u>未投資の現金が本受益者の最善の利益のための方法により維持され、かつ、かかる銀行が当該預金の種類、規模および期</u></p>	<p>15.2 本信託証書の規定に基づき本預託財産の一部を構成すべきすべての現金およびその他の資産は、直ちに本受託者に支払われるかまたは譲渡されるものとし、すべての現金は、かかる現金が本マネージャーの意見において、租税・手数料のために必要であるかまたは分配勘定への振替のために必要とされる場合を除き、本マネージャーにより(本信託証書の規定に常に従うか、本信託証書の規定により許容されるところに従い)、投資目的に従い指数構成銘柄、非指数構成銘柄およびその他の本件投資対象の取得に充当されるものとする。ただし、未投資の現金の全部または一部は、米ドルまたはアジア通貨建てで、現金もしくは短期預金により、または本受託者により承認された1ないし複数の銀行(本受託者または本受託者もしくは本マネージャーのいずれかの関連当事者(預金受入を認められた銀行)を含む。)が発行した預金証書またはその他の銀行証券により、<u>かかる銀行が通常の銀行実務に従い当該預金の規模の預金に関して対等の立場で交渉された商業利率を下回らない利率に</u></p>

第 5 変更証書の改訂後の条文 (2019 年 12 月 27 日より有効)	本信託証書の改訂前の条文
<p>間の預金に関して、<u>一般的かつ通常の業務過程に従い、対等の立場で交渉された最も一般的な商業利率を考慮した利率により利息を支払う限り、留保されるものとする。</u>ただし、本信託の本評価額の 5%(本マネージャーが実行可能な限り速やかに超過を是正することを前提として、かかる制限は、現金引受、償還停止、市場動向その他本信託の運用に関する事項を理由として一時的に超過することができる。)を超えて、単一の銀行へ預金をすること、またはかかる銀行が発行した預金証書もしくはその他の銀行証券に投資することはできない。ただし、当初募集期間後またはいずれかの取引日に関して本ユニットが発行された後、投資されるまでの間の未投資の現金(現金発行部分を含むが、これに限らない。)および取引日における本ユニット償還時に現金償還評価額または現金償還部分の資金として本受託者または本マネージャーにより使用される予定の未投資の現金を除き、本信託の本評価額の 10%を超えて、本第 15.2 項に基づき現金または現金同等物の形で保有することはできない。</p>	<p>より利息を支払う限り、留保されるものとする。ただし、本信託の本評価額の 5%(本マネージャーが実行可能な限り速やかに超過を是正することを前提として、かかる制限は、現金引受、償還停止、市場動向その他本信託の運用に関する事項を理由として一時的に超過することができる。)を超えて、単一の銀行へ預金をすること、またはかかる銀行が発行した預金証書もしくはその他の銀行証券に投資することはできない。ただし、当初募集期間後またはいずれかの取引日に関して本ユニットが発行された後、投資されるまでの間の未投資の現金(現金発行部分を含むが、これに限らない。)および取引日における本ユニット償還時に現金償還評価額または現金償還部分の資金として本受託者または本マネージャーにより使用される予定の未投資の現金を除き、本信託の本評価額の 10%を超えて、本第 15.2 項に基づき現金または現金同等物の形で保有することはできない。</p>
<p>15.3 <u>第 15.2 項を損なうことなく、かつ、この点に関して香港証券先物委員会により別段に認められる場合を除き、またはこの点に関して香港証券先物委員会から本信託のためにこの点に関する免責を受けている場合を除き、同一のグループ内同一の 1 ないし複数の主体(SFC 規約に従い定義される。)に対して預け入れる本信託の現金預託(SFC 規約において規定される。)の金額は、下記のいずれかの場合を除き、本信託の本評価額の 20%を超過してはならない。</u></p> <p>15.3.1 <u>預け入れた現金預託が、本信託の合併もしくは終了より前に行われた本件投資対象の清算による現金での払込金であり、これにより、様々な金融機関への現金預託の預入れが、本受益者の最善の利益のためではなくなる場合、または</u></p> <p>15.3.2 <u>当該現金預託が申込みがなされて投資がなされるまでに受領する現金での払込金である場合、および償還およびその他の支払債務の支払のために保持されている現金である場合であって、これにより、様々な金融機</u></p>	

第 5 変更証書の改訂後の条文 (2019 年 12 月 27 日より有効)	本信託証書の改訂前の条文
<p><u>関への現金預託の預入れが不当に重い負担となり得、かつ、当該現金預託の取り決めが本受益者の利益を損なわない場合。</u></p>	
<p>15.4 (中略)</p>	<p>15.3 (中略)</p>
<p>15.5 (中略)</p> <p>15.5.1 <u>第 15.6 項に従い、本信託の下記による単一の主体に対する投資またはエクスポージャー(SFC 規約に従い計算される。)(アジア政府債券またはその他の公債ではない。)</u>の合計の本評価額が本信託の本評価額の 10%を超える結果を招致するもの。ただし、この点に関する免責を、シンガポール通貨庁および香港証券先物委員会から本信託のために取得している場合を除き、この場合、シンガポール通貨庁および香港証券先物委員会により認められた制限(もしあれば)が下記に適用されるものとする。<u>(a)当該主体により発行された有価証券への投資、(b)デリバティブ商品の原資産による当該主体へのエクスポージャー、および(c)店頭デリバティブ商品の取引に起因する当該主体に対する正味カウンターパーティエクスポージャー。</u></p> <p>15.5.2 -15.5.4 (中略)</p> <p>15.5.5 <u>香港証券先物委員会により別段に認められる場合または香港証券先物委員会から本信託のためにこの点に関する免責を受けている場合を除き、第 15.5.1 号または第 15.18.4 号に従い、下記による同一グループ内の主体への本信託の投資、またはエクスポージャーの合計の本評価額が、本信託の本評価額の 20%を超過する(SFC 規約に従い計算される。)</u>という結果を招致するもの。<u>(a)当該主体によって発行された有価証券への投資、(b)デリバティブ商品の原資産による当該主体に対するエクスポージャー、および(c)店頭デリバティブ商品の取引に起因する当該主体に対す</u></p>	<p>15.4 (中略)</p> <p>15.4.1 <u>本信託が保有する同一銘柄の証券(アジア政府債券またはその他の公債ではない。)</u>の本評価額が本信託の本評価額の 10%を超える結果を招致するもの。ただし、この点に関する免責を、シンガポール通貨庁および香港証券先物委員会から本信託のために取得している場合を除き、この場合、シンガポール通貨庁および香港証券先物委員会により認められた制限(もしあれば)が適用されるものとする。</p> <p>15.4.2 -15.4.4 (中略)</p>

第5変更証書の改訂後の条文 (2019年12月27日より有効)	本信託証書の改訂前の条文
<p><u>る正味カウンターパーティーエクスポージャー。</u></p> <p>15.5.6</p> <p>(中略)</p> <p>15.5.7 <u>本信託がいずれかの単一の主体によって発行された普通株式の10%を超過する普通株式を保有するという結果を招致するもの。</u></p> <p>15.5.8 <u>本第15条に基づくその他の投資制限または要件を損なうことなく、(SFC規約に基づき要求されたとおり、)上場しておらず、相場が成立しておらず、市場で取引もされていない有価証券およびその他の金融商品への投資に対する本信託の投資対象の保有が本信託の本評価額の15%を超過するという結果を招致するもの。</u></p>	<p>15.4.5</p> <p>(中略)</p>
<p>15.6 <u>上記第15.5.1号にかかわらず、かつ、SFC規約に基づき別段に認められる場合に従い、本信託の本評価額の10%を超える金額を、単一の主体によって発行された構成銘柄に投資することができる。ただし、</u></p> <p>15.6.1 <u>それぞれが指数の組入比率の10%を超える構成銘柄に限定される。</u></p> <p>15.6.2 <u>本信託の当該構成銘柄の保有は、組入比率が指数の構成の変化の結果超過された場合であって、当該超過がその性質上単に過渡的かつ一時的なものである場合を除き、それらの各々の組入比率を超過してはならない。</u></p>	
<p>15.7 投資目的にかかわらず、SFC規約、集団投資スキーム規約および/または本信託証書に定める適用ある投資制限のいずれかに違反する場合には、本信託のためにシンガポール通貨庁および香港証券先物委員会から免責を取得している場合を除き、本マネージャーは、本受益者の利益を適正に斟酌した上で、合理的期間内にかかる違反を是正するために必要なあらゆる措置を講じることを最優先の目的とする。</p>	<p>15.5 投資目的にかかわらず、SFC規約、集団投資スキーム規約および/または本信託証書に定める適用ある投資制限のいずれかに違反する場合には、本信託のためにシンガポール通貨庁および香港証券先物委員会から免責を取得している場合を除き、本マネージャーは、本受益者の利益を斟酌した上で、合理的期間内にかかる違反を是正するために必要なあらゆる措置を講じることを最優先の目的とする。</p>
<p>15.8-15.8.4</p> <p>(中略)</p>	<p>15.6-15.6.4</p> <p>(中略)</p>

第 5 変更証書の改訂後の条文 (2019 年 12 月 27 日より有効)	本信託証書の改訂前の条文
15.8.5 本件投資対象の空売りをを行うこと。 ただし、 <u>本信託証書および SFC 規約</u> に基づき別段に許容される場合を除く。	15.6.5 本件投資対象の空売りをを行うこと。 ただし、本信託証書に基づき別段に 許容される場合を除く。
15.8.6 パン・アジア指数に関連して、または 指数構成銘柄(もしくは本信託が 保有する非指数構成銘柄)のポジシ ョンに関連して、 <u>第 15.5.6 号および</u> <u>第 15.11 項</u> に規定する制限に従って 保有するもの以外の、現先取引、先 物契約、先物契約オプション、オブ ション、ワラントおよびその他のデ リバティブ商品を保有すること。	15.6.6 パン・アジア指数に関連して、または 指数構成銘柄(もしくは本信託が保 有する非指数構成銘柄)のポジショ ンに関連して、 <u>第 15.4.5 号</u> に規定す る制限に従って保有するもの以外 の、現先取引、先物契約、先物契約 オプション、オプション、ワラント およびその他のデリバティブ商品を 保有すること。
15.8.7 -15.8.8 (中略)	15.6.7 -15.6.8 (中略)
15.8.9 本信託による無限債務の引受を伴う 可能性のある本件投資対象またはそ の他の財産に <u>投資し、またはかかる</u> <u>取引に従事すること。</u>	15.6.9 本信託による無限債務の引受を伴う 可能性のある本件投資対象またはそ の他の財産に投資すること。
15.8.10 -15.8.11 (中略)	15.6.10 -15.6.11 (中略)
15.8.12 <u>当該償還が本信託によって現金また</u> <u>は短期金融商品により全額満たされ</u> <u>ることが可能な場合を除き、償還が</u> <u>当該有価証券について未払いの総額</u> <u>に対して行われる場合(これにより</u> <u>当該現金または短期金融商品の金額</u> <u>が、第 15.19.1 号および第 15.19.2</u> <u>号の目的において、デリバティブ商</u> <u>品に起因する将来のもしくは偶発的</u> <u>なコミットメントをカバーするため</u> <u>に分離されなかった場合に、何らか</u> <u>の有価証券を保有すること。</u>	
15.9 (中略)	15.7 (中略)
15.10 第 15.5.6 号の目的において、 <u>SFC 規約および</u> <u>集団投資スキーム規約</u> において言及される当 該用語の定義の範囲内である場合、パン・ア ジア指数に関連するかまたは指数構成銘柄 (もしくは本信託が保有する非指数構成銘柄) のポジションに関連する現先取引、先物契約、 オプション、ワラントおよびその他のデリバ ティブ商品がヘッジ目的のために取得され る。	15.8 第 15.4.5 号の目的において、 <u>投機を目的とす</u> <u>る種類のものではなく、本信託のためのリス</u> <u>クの縮小、本信託のためのコストの削減、パ</u> <u>ン・アジア指数に対する本信託のトラッキン</u> <u>グ・エラーの縮小またはリスク無しまたは受</u> <u>け入れられる程度に低いリスクにより本信託</u> <u>のために追加の資本もしくは収益の発生とい</u> <u>う効果を有すると合理的に予想されるもので</u> <u>あり、いずれの場合も本信託の効率的なポー</u>

第5変更証書の改訂後の条文 (2019年12月27日より有効)	本信託証書の改訂前の条文
	トフォリオ運用に経済的に適切なものである場合、パン・アジア指数に関連するかまたは指数構成銘柄(もしくは本信託が保有する非指数構成銘柄)のポジションに関連する現先取引、先物契約、オプション、ワラントおよびその他のデリバティブ商品がヘッジ目的のために取得される。
15.11-15.15 (中略)	15.9-15.13 (中略)
<p>15.16-15.16.2 (中略)</p> <p>15.16.3 投資ガイドライン規約に従い、貸付に関して取得される担保が十分であるものとし、かかる担保の評価額がいかなる場合においても貸し付けられた指数構成銘柄および非指数構成銘柄の本評価額の100%を下回らないものとし、かかる担保が、<u>(i)現金、(ii)指数構成銘柄、(iii)非指数構成銘柄および/または(iv)本受託者により承認されたその他の高品質の現金同等投資から構成され、残存期間が366日を超えないものであること。</u></p> <p>15.16.4 受領した現金担保が再投資されず、または上記第15.16.3号に定める金融商品の形で投資されること。</p> <p>15.16.5-15.16.6</p> <p>15.16.7 <u>担保が SFC および集団投資スキーム規約(いずれか、より厳しい方の規約)上の要件を遵守するものとする</u>こと。</p> <p>15.16.8 <u>本信託が、該当する市場における標準的な決済時期に従いつつでも、貸し付けられている本信託の指数構成銘柄および非指数構成銘柄を回収できるものとし、または当該貸付を終了することができるものとする</u>こと。</p> <p>15.16.9 <u>本信託による指数構成銘柄および非指数構成銘柄の貸付が、本受益者の最善の利益のために行われ、かつ、これに伴うリスクが、SFC 規約に従い適切に低減および対処されている</u>こと。</p>	<p>15.14-15.14.2 (中略)</p> <p>15.14.3 投資ガイドライン規約に従い、貸付に関して取得される担保が十分であるものとし、かかる担保の評価額がいかなる場合においても貸し付けられた指数構成銘柄および非指数構成銘柄の本評価額の100%を下回らないものとし、かかる担保が、現金、指数構成銘柄、非指数構成銘柄および/または本受託者により承認されたその他の高品質の現金同等投資から構成され、残存期間が366日を超えないものであること。</p> <p>15.14.4 受領した現金担保が再投資されず、または上記第15.14.3号に定める金融商品の形で投資されること。</p> <p>15.14.5-15.14.6</p>

第 5 変更証書の改訂後の条文 (2019 年 12 月 27 日より有効)	本信託証書の改訂前の条文
<p><u>15.16.10</u> 本信託が、本信託の指数構成銘柄および非指数構成銘柄の自己による貸付からの総収益の 50%以上を受領する予定であり、かつ、貸付に起因するすべての収益が、貸付に関連して提供されるサービスのための合理的かつ通常の補償としての直接的および間接的費用を除き、本信託に対して返還される予定であること。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p><u>15.17</u> 本信託証書の規定に従い、本信託はヘッジおよび/または効率的なポートフォリオ運用のため<u>デリバティブ商品</u>を利用することができる。</p>	<p><u>15.15</u> 本信託証書の規定に従い、本信託はヘッジおよび/または効率的なポートフォリオ運用のため<u>デリバティブ</u>を利用することができる。</p>
<p><u>15.18</u> <u>SFC 規約により別段に認められる場合を除き、本信託が保有するデリバティブ商品は、非ヘッジ目的かそうでないかにかかわらず、</u></p> <p><u>15.18.1</u> 証券取引所に上場され、もしくは相場が成立し、または店頭市場において取引されるべきである。</p> <p><u>15.18.2</u> 自らの原資産を、本信託が自らの投資目的に従い投資対象とすることができる、会社の株式、債務証券、短期金融市場商品、集団投資スキームのユニット/株式、実体のある金融機関(SFC 規約において定義される。)への預託、政府およびその他の公共債(SFC 規約において定義される。)、集団投資スキーム規約の附属書 5 の要件を満たす金融指標、利率、外国為替レート、香港証券先物委員会およびシンガポール通貨庁が受諾可能な通貨またはその他の資産のクラスのみによって構成させるべきである。</p> <p><u>15.18.3</u> 集団投資スキーム規約に規定されている要件を満たし、かつ許可された機関(銀行業令(香港法の第 155 章)第 2 条(1)に基づき定義される。)、または、継続的に健全性に関する規則および監督に従っており、20 億香港ドルもしくは外国通貨換算でこれに相当する額の最低純資産価値を有する金融機関である、店頭デリバティブ商品の取引の相手方または保証人を有するべきである。</p>	

第 5 変更証書の改訂後の条文 (2019 年 12 月 27 日より有効)	本信託証書の改訂前の条文
<p><u>15.18.4 本信託証書の第 15.5.1 号および第 15.6 項に従い、店頭デリバティブ商品の取引に起因する単一の主体に対する本信託の正味カウンターパーティエクスポージャーを、本信託の本評価額の 10%を超過させるべきではない(SFC 規約に従い計算される。)</u>。</p> <p><u>15.18.5 評価委員会の設置または第三者サービスの雇用等の手段によって、デリバティブ商品の発行者から独立している本マネージャーまたは本受託者、またはそれらのノミニー、代理人もしくは代行者により行われる、定期的で、信頼がありかつ立証可能な評価に従い、日々時価評価されるべきである。デリバティブ商品は、本信託の発議により、相殺取引によって、それらの公正価格にて、いつでも売却、現金化または終了させることができる。さらに、計算代理人/本アドミニストレーター(雇用された場合)は、独立した日々の評価を行い、かつ、定期的にデリバティブ商品の評価を立証するために必要な資源を十分に備えているべきである。ならびに、</u></p> <p><u>15.18.6 本信託のその他の投資とともに、総額が、本信託証書、集団投資スキーム規約および SFC 規約に別段に規定されている原資産および投資に適用される該当ある投資規制もしくは制限を超過すべきではない。</u></p>	
<p><u>15.19 SFC 規約により別段に認められる場合を除き、</u></p> <p><u>15.19.1 本信託は、デリバティブ商品の取引(非ヘッジ目的であるかそうでないかを問わない。)に基づき生じたすべての支払いおよび交付義務を遂行することが常に可能であるべきである。本マネージャーは、そのリスク管理プロセスの一部として、デリバティブ商品の取引が継続的に十分にカバーされることを確実なものとするよう監視するべきである。</u></p> <p><u>本第 15.19.1 号の目的において、デリバティブ商品の取引に基づき生じた本信託の支払いおよび交付義務を</u></p>	

第 5 変更証書の改訂後の条文 (2019 年 12 月 27 日より有効)	本信託証書の改訂前の条文
<p><u>カバーするために用いられる資産は、担保権および負担を負っているべきではなく、ある有価証券についての未払いの総額に対して償還する目的のための現金または短期金融商品を除外するべきであり、その他の目的のために適用できない。</u></p> <p>15.19.2 <u>本信託の将来のまたは偶発的なコミットメントを生じさせるデリバティブ商品の取引は、以下のとおりカバーされなければならない。</u></p> <p>(a) <u>現金で決済が行われる、または本信託の裁量において行われることが可能なデリバティブ商品の取引の場合、本信託は常に、支払義務を遂行するために短期間で現金化できる十分な資産を保有しなければならない。</u></p> <p>(b) <u>原資産の現物交付を要求する、または相手方の裁量において要求することができるデリバティブ商品の場合、本信託は、交付義務を遂行するために常に十分な量の原資産を保有しなければならない。本マネージャーが原資産は流動性があり取引可能であると考える場合、交付義務を遂行するために当該資産を原資産に常時容易に転換できる限り、本信託はカバーとして十分な量のその他の代替資産を保有することができる。</u></p>	
<p>15.20 <u>疑義を避けるためにいえば、第 15.5.6 号、第 15.18 項および第 15.19 項は、本件投資対象またはその他の金融商品に組み込まれるデリバティブ商品にも適用される。</u></p>	
<p>16.1.4</p> <p>(中略)</p> <p>(c) 第 15.12 項に基づき本預託財産のポートフォリオの本再調整を促進するために、本件投資対象の購入または売却を決済するため。</p> <p>(中略)</p>	<p>16.1.4</p> <p>(中略)</p> <p>(c) 第 15.10 項に基づき本預託財産のポートフォリオの本再調整を促進するために、本件投資対象の購入または売却を決済するため。</p> <p>(中略)</p>
<p>17.1 本信託に関して生じるすべての収益は、受領されたときに、本収益財産の一部を構成する</p>	<p>17.1 本信託に関して生じるすべての収益は、受領されたときに、本収益財産の一部を構成する</p>

第 5 変更証書の改訂後の条文 (2019 年 12 月 27 日より有効)	本信託証書の改訂前の条文
<p>ものとし、本預託財産の一部を構成しないものとするが、以下に定める方法により充当されるものとする。本収益財産を構成する金銭は、本マネージャーが適切と考えた場合、第 15 条に定める方法により投資することができ、それ以外の場合には(発生しているが、本受託者によりまたは本受託者を代理してまだ受領されていない収益とあわせて)(ただし、常に第 15.5.6 号に従う。)、本マネージャーがパン・アジア指数に関連するかまたは指数構成銘柄(もしくは本信託が保有する非指数構成銘柄)のポジションに関連する現先契約、先物契約、先物契約オプション、オプション、ワラントおよびその他のデリバティブ商品に投資することができる。稼得した利息および取得した純利益の額は、本マネージャーにより別段に決定されない限り、本収益財産となるものとする。</p>	<p>ものとし、本預託財産の一部を構成しないものとするが、以下に定める方法により充当されるものとする。本収益財産を構成する金銭は、本マネージャーが適切と考えた場合、第 15 条に定める方法により投資することができ、それ以外の場合には(発生しているが、本受託者によりまたは本受託者を代理してまだ受領されていない収益とあわせて)(ただし、常に第 15.4.5 号に従う。)、本マネージャーがパン・アジア指数に関連するかまたは指数構成銘柄(もしくは本信託が保有する非指数構成銘柄)のポジションに関連する現先契約、先物契約、先物契約オプション、オプション、ワラントおよびその他のデリバティブ商品に投資することができる。稼得した利息および取得した純利益の額は、本マネージャーにより別段に決定されない限り、本収益財産となるものとする。</p>
<p>26.1 本受託者または本マネージャーのいずれも、本人として、本信託の計算により本受託者との間で本件投資対象の売買を行わずまたはその他売買にかかる取引を行わず、その他本人として本信託と取引を行わないものとする。前記に従うことを条件として、本受託者の書面による事前承認を得て、本マネージャーの関連当事者は、本人として、本信託の計算により本受託者との間で本件投資対象の売買を行い、またはその他売買にかかる取引を行い、その他本人として本信託と取引を行うことができる。ただし、かかるすべての取引が、対等の立場で締結され、最良執行基準に合致し、<u>本受益者の最善の利益のためである</u>ことを前提とする。本マネージャーの関連当事者がかかる売買または取引を行う場合、当該関連当事者は、自己の全面的な使用および利益のために、かかる売買または取引からまたはこれに関連して得られる利益を留保することができる。</p>	<p>26.1 本受託者または本マネージャーのいずれも、本人として、本信託の計算により本受託者との間で本件投資対象の売買を行わずまたはその他売買にかかる取引を行わず、その他本人として本信託と取引を行わないものとする。前記に従うことを条件として、本受託者の書面による事前承認を得て、本マネージャーの関連当事者は、本人として、本信託の計算により本受託者との間で本件投資対象の売買を行い、またはその他売買にかかる取引を行い、その他本人として本信託と取引を行うことができる。ただし、かかるすべての取引が、対等の立場で締結され、最良執行基準に合致し、<u>していることを前提とする</u>。本マネージャーの関連当事者がかかる売買または取引を行う場合、当該関連当事者は、自己の全面的な使用および利益のために、かかる売買または取引からまたはこれに関連して得られる利益を留保することができる。</p>
<p>26.2 本マネージャーは、集団投資スキーム規約および SFC 規約の要件に従うことを条件として、本信託の計算による他の者の代理人であって、本マネージャーまたはその関連当事者が取決めを行っている代理人によりまたはこれを通じて、取引を実行することができる。当該当事者は、かかる取決めに基づき、随時、本マネージャー、<u>投資代行者</u>もしくは<u>それら</u>の関連当事者に対してまたはこのために、商</p>	<p>26.2 本マネージャーは、集団投資スキーム規約および SFC 規約の要件に従うことを条件として、本信託の計算による他の者の代理人であって、本マネージャーまたはその関連当事者が取決めを行っている代理人によりまたはこれを通じて、取引を実行することができる。当該当事者は、かかる取決めに基づき、随時、本マネージャーもしくは<u>その</u>関連当事者に対してまたはこのために、商品、サービスまた</p>

第5 変更証書の改訂後の条文 (2019年12月27日より有効)	本信託証書の改訂前の条文
<p>品、サービスまたはその他の利益(調査助言サービス、専門ソフトウェアもしくは調査サービスに関連するコンピュータ・ハードウェア、およびパフォーマンス測定等)のうち、その提供が全体として本信託の利益となることが合理的に期待でき、本信託のパフォーマンスの改善に資する可能性があるという性質を有するものを提供するか、または斡旋する。ただし、かかる取引は最良執行の基準に合致していることを前提とする。なお、疑義を避けるためにいえば、かかる商品およびサービスには、旅行、宿泊、興業、一般管理商品もしくはサービス、一般事務機器もしくは設備、会費、従業員給与または直接の現金支払は含まれない。</p>	<p>はその他の利益(調査助言サービス、専門ソフトウェアもしくは調査サービスに関連するコンピュータ・ハードウェア、およびパフォーマンス測定等)のうち、その提供が全体として本信託の利益となることが合理的に期待でき、本信託のパフォーマンスの改善に資する可能性があるという性質を有するものを提供するか、または斡旋する。ただし、かかる取引は最良執行の基準に合致していることを前提とする。なお、疑義を避けるためにいえば、かかる商品およびサービスには、旅行、宿泊、興業、一般管理商品もしくはサービス、一般事務機器もしくは設備、会費、従業員給与または直接の現金支払は含まれない。</p>
<p>27.8 本受託者(ならびにその取締役、役員および従業員)は、本受託者(またはその取締役、役員および従業員)側に詐欺、過失、悪意または故意による不履行がある場合を除き、責任を負わないものとし、本受託者が本信託の受託者を務め、本信託証書の信託事務を遂行することを理由として、または本信託証書に基づき本受託者に付与された権能、権限および裁量の行使にあたって、本受託者(ならびにその取締役、役員および従業員)に課されるかまたは負担することのあるいかなる法的措置またはコスト、請求、損害、費用または債務についても、(法律により与えられる補償を受ける権利に加えて)本信託財産から補償され、免責されるものとする(本受託者(またはその取締役、役員および従業員)に詐欺、過失、悪意または故意による不履行がある場合を除く。)。本受託者は、本預託財産および/もしくは本収益財産またはその一部に対して求償権を有するものとする。前記に従うことを前提として、また本信託証書の別段の定めに従い、本受託者は、付与された権能、権限および裁量の行使にあたって、本受益者の利益のためだけに行為するものとする。<u>疑義を避けるためにいえば、本信託証書の他の規定にかかわらず、本受託者または本マネージャーのいずれも、適用ある香港法もしくはシンガポール法に基づき課される本受益者に対する責任、または詐欺もしくは過失による信託義務違反から免除されず、また当該責任について、本受益者によりまたは本受益者の費用負担により、補償されることはできない。</u></p>	<p>27.8 本受託者(ならびにその取締役、役員および従業員)は、本受託者(またはその取締役、役員および従業員)側に詐欺、過失、悪意または故意による不履行がある場合を除き、責任を負わないものとし、本受託者が本信託の受託者を務め、本信託証書の信託事務を遂行することを理由として、または本信託証書に基づき本受託者に付与された権能、権限および裁量の行使にあたって、本受託者(ならびにその取締役、役員および従業員)に課されるかまたは負担することのあるいかなる法的措置またはコスト、請求、損害、費用または債務についても、(法律により与えられる補償を受ける権利に加えて)本信託財産から補償され、免責されるものとする(本受託者(またはその取締役、役員および従業員)に詐欺、過失、悪意または故意による不履行がある場合を除く。)。本受託者は、本預託財産および/もしくは本収益財産またはその一部に対して求償権を有するものとする。前記に従うことを前提として、また本信託証書の別段の定めに従い、本受託者は、付与された権能、権限および裁量の行使にあたって、本受益者の利益のためだけに行為するものとする。</p>
<p>27.26</p>	

第 5 変更証書の改訂後の条文 (2019 年 12 月 27 日より有効)	本信託証書の改訂前の条文
<p><u>本信託証書の他の規定にかかわらず、SFC 規約および集団投資スキーム規約(いずれか、より厳しい方の規約)の別段の規定に従い、本受託者は、以下の行為を行わなければならない。</u></p> <p><u>27.26.1 本信託証書の規定に基づき、本信託のすべての財産を本受益者のために保管または管理し、信託保有すること。</u></p> <p><u>27.26.2 本質的に信託保有ができない本信託の財産に関して、かかる財産の適切な記録を帳簿において本信託名義で管理すること。</u></p> <p><u>27.26.3 本信託の現金および登録可能資産を本受託者の名義でまたは本受託者の指図により登録すること。</u></p> <p><u>27.26.4 本信託の財産の一部を構成する資産に関して、ノミニー、代理人および代行者の作為および不作為について責任を負うこと。</u></p> <p><u>27.26.5 以下の財産から本信託の財産を分離すること。</u></p> <p>(a) <u>本マネージャー、その投資代行者およびその各関連当事者の財産</u></p> <p>(b) <u>管理過程全体における本受託者およびそのノミニー、代理人または代行者の財産</u></p> <p>(c) <u>管理過程全体における本受託者およびそのノミニー、代理人または代行者の他の顧客の財産。ただし、高頻度かつ適切な照合を行うことで本信託の財産が適切に記録されることを確実にするための、国際水準および最良慣行に従った十分な保護手段が行われる共同勘定において保有される場合を除く。</u></p> <p><u>27.26.6 本信託の財産の所有を確認するために適切な手段を講じること。</u></p> <p><u>27.26.7 本信託により行われる本ユニットの売却、発行、買戻し、償還および消却が本信託証書の規定に基づき実行されることを確実にするために、合理的な注意を払うこと。</u></p> <p><u>27.26.8 本ユニットの評価額を計算するにあたって本マネージャーにより採用される方法が、売却、発行、買戻し、償還および消却の価格が本信託証書の規定に従い計算されることを確実に</u></p>	

第 5 変更証書の改訂後の条文 (2019 年 12 月 27 日より有効)	本信託証書の改訂前の条文
<p><u>にするために十分であることを確実にするために、合理的な注意を払うこと。</u></p> <p><u>27.26.9 本信託証書第 21.3.3 号に定めるとおり、本受益者に報告書を発行すること。</u></p> <p><u>27.26.10 本信託の投資に関して、本マネージャーの指示を実行すること。ただし、それらが本目論見書、本信託証書または SFC 規約もしくは集団投資スキーム規約(いずれか、より厳しい方の規約)の規定に抵触する場合を除く。</u></p> <p><u>27.26.11 本信託証書に定める投資および借入制限ならびに本信託が認められる条件が遵守されることを確実にするために、合理的な注意を払うこと。</u></p> <p><u>27.26.12 本信託証書第 3 条に基づき受益証券が発行される場合、かかる受益証券が引受金が支払われるまで発行されないことを確実にするために、合理的な注意を払うこと。</u></p> <p><u>27.26.13 本信託のキャッシュフローが適切に監視されることを確実にするために、合理的な注意を払うこと。</u></p> <p><u>27.26.14 本信託の財産の管理および/または保護のために任命されたノミニ、代理人および代行者の選出、任命および継続的な監督において合理的な注意を払い、合理的な能力を行使し、合理的な警戒を払い、雇用されたノミニ、代理人および代行者が関連サービスを提供するために、継続的かつ適切に資格および能力を有することを確信していること。</u></p> <p><u>27.26.15 本受託者に課される SFC 規約に定める他の義務および要件を充足し、その職務および義務を免責するにあたって、本信託の性質、規模および複雑性に適合した適切な能力を行使し、適切な注意および警戒を払うこと。</u></p> <p><u>27.26.16 本受託者の義務を免責する過程において検知される潜在的な違反に対処し、香港証券先物委員会に重大な違反を適時に報告するために、明確かつ包括的な上申の仕組みを確立する</u></p>	

第5変更証書の改訂後の条文 (2019年12月27日より有効)	本信託証書の改訂前の条文
こと。	
<p><u>27.27</u> SFC 規約または集団投資スキーム規約(いずれか、より厳しい方の規約)で別途規定されている場合を除き、本マネージャーは、本信託証書により、以下のとおり誓約する。</p> <p><u>27.27.1</u> 本信託証書に従い、本受益者の最善の利益のために本信託を管理すること。また、本マネージャーは、一般法により本マネージャーに課された義務を充足するものとする。</p> <p><u>27.27.2</u> 適切かつ効率的な方法により事業を実行かつ遂行するべく最善の努力を払い、適切かつ(費用効率を含む)効率的な方法により、(また、本信託の規模、手数料および費用の水準ならびに本マネージャーが関連があると考える他の要因を斟酌した上で、)本信託を管理すること等、本信託が適正に設計され、かかる商品の設計に従い継続的に実行かつ遂行されることを確保すること。</p> <p><u>27.27.3-27.27.5</u> (中略)</p> <p><u>27.27.6</u> 本信託の取引および財務状態について十分に説明している帳簿および記録を維持し、または維持させ、随時、かかる帳簿および記録の便宜かつ適切な監査を行えるような方法により真実かつ公正な会計書類を作成できるようにすること。</p> <p><u>27.27.7</u> 集団投資スキーム規約に従い、財務報告書を英文で作成し、または作成させ、SFC 規約に従った方法で以下を含む財務報告書を作成し、すべての本受益者に提供し、提出すること。 (a) 本信託に関する半期計算書類および年次計算書類 (b) 本信託に関する半期報告書および年次報告書</p> <p><u>27.27.8</u> (中略)</p> <p><u>27.27.9</u> 本受託者が SFC 規約に定める要件を考慮してその義務および職務の履行ならびに本信託の財産の管理に関</p>	<p><u>27.26</u> 本マネージャーは、本信託証書により、以下のとおり誓約する。</p> <p><u>27.26.1</u> 適切かつ効率的な方法により事業を実行かつ遂行するべく最善の努力を払い、本信託が適切かつ効率的な方法により実行かつ遂行されることを確保すること。</p> <p><u>27.26.2-27.26.4</u> (中略)</p> <p><u>27.26.5</u> 本信託の取引および財務状態について十分に説明している帳簿を維持し、または維持させ、随時、かかる帳簿の便宜かつ適切な監査を行えるような方法により真実かつ公正な会計書類を作成できるようにすること。</p> <p><u>27.26.6</u> 集団投資スキーム規約に従い、以下の書類を英文で作成し、または作成させること。 (a) 本信託に関する半期計算書類および年次計算書類 (b) 本信託に関する半期報告書および年次報告書</p> <p><u>27.26.7</u> (中略)</p>

第5 変更証書の改訂後の条文 (2019年12月27日より有効)	本信託証書の改訂前の条文
<p><u>する義務の免責に対して適切に資格を有することを確実にするために、合理的な注意を払うこと。疑義を避けるためにいえば、本マネージャーは、本信託の一部を構成する財産の管理について、本マネージャーに適用される限りすべての適用ある法律上および規制上の要件を遵守し、SFC 規約第 4.5 章に基づく義務を免責するために、本受託者に関連情報を提供するものとする。</u></p> <p><u>27.27.10 本受託者により指名されたまたは本信託のために雇用された代表者および代理人が、本信託の原投資の取扱いについて十分なノウハウ、専門知識および経験を有していることを常時示すこと。</u></p> <p><u>27.27.11 集団投資スキーム規約で要求されているものを含む、本信託のポジションのリスクおよび本信託のポートフォリオのリスクプロファイル全般に対するそれらの寄与を効果的に監視し、測定するために、適切なリスク管理および管理システムを制定すること。</u></p>	
<p><u>27.28</u> (中略)</p> <p><u>27.28.1-27.28.2</u> (中略)</p>	<p><u>27.27</u> (中略)</p> <p><u>27.27.1-27.27.2</u> (中略)</p>
<p><u>27.29-27.30</u> (中略)</p>	<p><u>27.28-27.29</u> (中略)</p>
<p><u>27.30.1-27.30.3</u> (中略)</p>	<p><u>27.29.1-27.29.3</u> (中略)</p>
<p><u>27.31</u> 本マネージャーおよび本受託者は、対等な立場で本信託との間で、または本信託のために、かつ、<u>本受益者の最善の利益のために</u>あらゆる取引を<u>実行し、執行するものとする。</u></p>	<p><u>27.30</u> 本マネージャーおよび本受託者は、対等な立場で本信託との間で、または本信託のためにあらゆる取引を行うものとする。</p>
<p><u>29.2</u> 本マネージャーは、本マネージャーを解任するために、<u>普通決議が可決された後、または本受託者がその時点における発行済の本ユニット口数の少なくとも 50%に相当する本受益者から書面請求を受領した後、</u>本受託者による書面通知をもって、解任されるものとする。</p>	<p><u>29.2</u> 本マネージャーは、本マネージャーを解任する普通決議が可決された後、本受託者による書面通知をもって、解任されるものとする。</p>

第5変更証書の改訂後の条文 (2019年12月27日より有効)	本信託証書の改訂前の条文
38.2 (中略)	38.2 (中略)
38.2.1 本信託がいずれかの国または当局の財務上またはその他の制定法上、 <u>規制上</u> もしくは公式の要件(法的効力の有無を問わない。)を遵守すべきであり、かつ本受託者が、本受託者の意見において、これを遵守するためにかかる変更が必要である旨を書面により証明する場合	38.2.1 本信託がいずれかの国または当局の財務上またはその他の制定法上もしくは公式の要件(法的効力の有無を問わない。)を遵守すべきであり、かつ本受託者が、本受託者の意見において、これを遵守するためにかかる変更が必要である旨を書面により証明する場合

以 上